

○新型コロナウイルス感染症対策等支援業務人材派遣委託（12、1月分）の設計図書に係る質問への回答

	質問	回答
1	<p>就業時間外労働（法定労働時間内） 40時間以内（両職A・B合算） 就業時間外労働（法定労働時間外） 26時間以内（両職A） 上記就業時間について、各職種（医療職・事務職）の概ねの想定就業時間外労働（法定時間内・外）を教えてください。</p>	<p>就業時間外労働（法定時間内・外とも）の時間は、すべて医療職として積算し、お見積りください。</p> <p>※事務職の就業時間外労働は想定していませんが、実績として時間外労働が発生した場合は、設計書「9 契約全般に関する内容」中の時間外労働及び時間外規定の項のとおり、法定労働時間内は通常時間と同じ事務職の時間単価とし、法定労働時間外は事務職の通常時間単価の1.25倍として集計し、支払いを行います。</p>
2		